

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年6月11日（令和7年（行情）諮問第645号ないし同第656号）

答申日：令和8年9月4日（令和8年度（行情）答申第522号ないし同第533号）

事件名：ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定期間につづられた文書の一部開示決定に関する件

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書 1」ないし「本件請求文書 1 2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の 2 に掲げる各文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 1 9 9」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示としない各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく各開示請求に対し、令和 4 年 8 月 2 9 日付け防官文第 1 6 4 0 0 号、同年 1 1 月 2 日付け同第 2 0 7 0 8 号、令和 5 年 1 月 1 1 日付け同第 3 2 3 号、同年 3 月 1 6 日付け同第 5 4 8 4 号、同年 5 月 2 6 日付け同第 1 1 4 2 2 号、同年 6 月 3 0 日付け同第 1 4 0 7 8 号、同年 8 月 4 日付け同第 1 6 8 6 5 号、同年 9 月 1 1 日付け同第 1 8 9 9 2 号、同年 1 0 月 1 3 日付け同第 2 1 3 8 8 号、同年 1 1 月 1 6 日付け同第 2 3 5 5 4 号、同年 1 2 月 2 1 日付け同第 2 5 9 1 8 号、令和 6 年 2 月 2 9 日付け同第 4 1 1 5 号及び令和 7 年 3 月 7 日付け同第 5 1 2 5 号ないし同第 5 1 3 6 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分 1」ないし「原処分 2 4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書 1（原処分 1 について）

アないしキ（略）

(2) 審査請求書 2（原処分 2 について）

アないしキ（略）

(3) 審査請求書 3（原処分 3 について）

アないしキ（略）

(4) 審査請求書 4（原処分 4 について）

アないしキ（略）

(5) 審査請求書 5（原処分 5 及び原処分 6 について）

- アないしキ (略)
- (6) 審査請求書 6 (原処分 7 について)
- アないしキ (略)
- (7) 審査請求書 7 (原処分 8 について)
- アないしキ (略)
- (8) 審査請求書 8 (原処分 9 について)
- アないしキ (略)
- (9) 審査請求書 9 (原処分 10 及び原処分 11 について)
- アないしカ (略)
- (10) 審査請求書 10 (原処分 12 について)
- アないしキ (略)
- (11) 審査請求書 11 (原処分 13 ないし原処分 24 について)
- アないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 原処分 1 及び原処分 13 について (諮問第 645 号)

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書 1 ないし文書 70 及び文書 199 を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 4 年 8 月 29 日付け防官文第 16400 号により、本件対象文書の文書 1 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 7 年 3 月 7 日付け同第 5125 号により、本件対象文書の文書 2 ないし文書 70 及び文書 199 について、法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 13) を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 13 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 2 年 9 か月を

要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分14について（諮問第646号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書2ないし文書87及び文書199を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年11月2日付け防官文第20708号により、本件対象文書の文書71について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和7年3月7日付け同第5126号により、本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書87及び文書199について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分14）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分14に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分15について（諮問第647号）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書107及び文書199を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年1月11日付け防官文第323号により、本件対象文書の文書104（表紙のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和7年3月7日付け同第5127号により、本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書107及び文書199について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分15）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分15に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてか

ら情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(4) 原処分4及び原処分16について（諮問第648号）

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書113及び文書199を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月16日付け防官文第5484号により、本件対象文書の文書113（表紙のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分4）を行った後、令和7年3月7日付け同第5128号により、本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書112、文書113（表紙を除く。）及び文書199について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分16）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分16に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(5) 原処分5及び原処分17について（諮問第649号）

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書112、文書113（表紙を除く。）、文書114ないし文書130及び文書199を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年5月26日付け防官文第11422号により、本件対象文書の文書125（表紙のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、令和7年3月7日付け同第5129号により、本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書112、文書113（表紙を除く。）、文書114ないし文書

124、文書125（表紙を除く。）、文書126ないし文書130及び文書199について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分17）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分17に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（6）原処分6及び原処分18について（諮問第650号）

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書131ないし文書137及び文書199を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年6月30日付け防官文第14078号により、本件対象文書の文書131（表紙のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分6）を行った後、令和7年3月7日付け同第5130号により、本件対象文書の文書131（表紙を除く。）、文書132ないし文書137及び文書199について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分18）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分18に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分6に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（7）原処分7及び原処分19について（諮問第651号）

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書112、文書113（表紙を除く。）、文書114ないし文書124、文書125（表紙を除く。）、文書126ないし文書146及び文書199を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年8月4日付け防官文第16865号により、

本件対象文書の文書１３２（表紙のみ。）について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分７）を行った後、令和７年３月７日付け同第５１３１号により、本件対象文書の文書２ないし文書７０、文書７２ないし文書１０３、文書１０４（表紙を除く。）、文書１０５ないし文書１１２、文書１１３（表紙を除く。）、文書１１４ないし文書１２４、文書１２５（表紙を除く。）、文書１２６ないし文書１３１、文書１３２（表紙を除く。）、文書１３３ないし文書１４６及び文書１９９について、法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１９）を行った。

本件審査請求は、原処分７及び原処分１９に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分７に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年９か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（８）原処分８及び原処分２０について（諮問第６５２号）

本件開示請求は、本件請求文書８の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書１３１（表紙を除く。）、文書１３２ないし文書１５９及び文書１９９を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年９月１１日付け防官文第１８９９２号により、本件対象文書の文書１３１（１ページのみ。）について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分８）を行った後、令和７年３月７日付け同第５１３２号により、本件対象文書の文書１３１（表紙及び１ページを除く。）、文書１３２ないし文書１５９及び文書１９９について、法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２０）を行った。

本件審査請求は、原処分８及び原処分２０に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分８に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年８か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（９）原処分９及び原処分２１について（諮問第６５３号）

本件開示請求は、本件請求文書９の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書２ないし文書７０、文書

文書 72 ないし文書 103、文書 104（表紙を除く。）、文書 105 ないし文書 112、文書 113（表紙を除く。）、文書 114 ないし文書 124、文書 125（表紙を除く。）、文書 126 ないし文書 131、文書 132（表紙を除く。）、文書 133 ないし文書 174 及び文書 199 を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 10 月 13 日付け防官文第 21388 号により、本件対象文書の文書 131（表紙のみ。）について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 9）を行った後、令和 7 年 3 月 7 日付け同第 5133 号により、本件対象文書の文書 2 ないし文書 70、文書 72 ないし文書 103、文書 104（表紙を除く。）、文書 105 ないし文書 112、文書 113（表紙を除く。）、文書 114 ないし文書 124、文書 125（表紙を除く。）、文書 126 ないし文書 130、文書 131（表紙を除く。）、文書 132（表紙を除く。）、文書 133 ないし文書 174 及び文書 199 について、法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 21）を行った。

本件審査請求は、原処分 9 及び原処分 21 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 9 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 6 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（10）原処分 10 及び原処分 22 について（諮問第 654 号）

本件開示請求は、本件請求文書 10 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書 131（表紙及び 1 ページを除く。）、文書 132 ないし文書 176 及び文書 199 を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 11 月 16 日付け防官文第 23554 号により、本件対象文書の文書 131（3 ページのみ。）について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 10）を行った後、令和 7 年 3 月 7 日付け同第 5134 号により、本件対象文書の文書 131（表紙、1 ページ及び 3 ページを除く。）、文書 132 ないし文書 176 及び文書 199 について、法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 22）を行った。

本件審査請求は、原処分 10 及び原処分 22 に対して提起されたもの

であり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１０に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年４か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(１１) 原処分１１及び原処分２３について（諮問第６５５号）

本件開示請求は、本件請求文書１１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書２ないし文書７０、文書７２ないし文書１０３、文書１０４（表紙を除く。）、文書１０５ないし文書１１２、文書１１３（表紙を除く。）、文書１１４ないし文書１２４、文書１２５（表紙を除く。）、文書１２６ないし文書１３０、文書１３１（表紙を除く。）、文書１３２（表紙を除く。）、文書１３３ないし文書１８６及び文書１９９を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１２月２１日付け防官文第２５９１８号により、本件対象文書の文書１３１（１ページのみ。）について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１１）を行った後、令和７年３月７日付け同第５１３５号により、本件対象文書の文書２ないし文書７０、文書７２ないし文書１０３、文書１０４（表紙を除く。）、文書１０５ないし文書１１２、文書１１３（表紙を除く。）、文書１１４ないし文書１２４、文書１２５（表紙を除く。）、文書１２６ないし文書１３０、文書１３１（表紙及び１ページを除く。）、文書１３２（表紙を除く。）、文書１３３ないし文書１８６及び文書１９９について、法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２３）を行った。

本件審査請求は、原処分１１及び原処分２３に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１１に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年４か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(１２) 原処分１２及び原処分２４について（諮問第６５６号）

本件開示請求は、本件請求文書１２の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書２ないし文書７０、文書７２ないし文書１０３、文書１０４（表紙を除く。）、文書１０５ないし文書１１２、文書１１３（表紙を除く。）、文書１１４ないし文書

文書124、文書125（表紙を除く。）、文書126ないし文書130、文書131（表紙及び1ページを除く。）、文書132（表紙を除く。）及び文書133ないし文書199を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年2月29日付け防官文第4115号により、本件対象文書の文書131（3ページのみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分12）を行った後、令和7年3月7日付け同第5136号により、本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書112、文書113（表紙を除く。）、文書114ないし文書124、文書125（表紙を除く。）、文書126ないし文書130、文書131（表紙、1ページ及び3ページを除く。）、文書132（表紙を除く。）及び文書133ないし文書199について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分24）を行った。

本件審査請求は、原処分12及び原処分24に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分12に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該

当しない。

- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---|
| ① | 令和7年6月11日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第645号ないし同第656号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同年7月17日 | 審議（同上） |
| ④ | 令和8年8月31日 | 令和7年（行情）諮問第645号ないし同第656号の併合、本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていたが、当審査会事務局職員をして確認させたところ、改めて検討した結果、別表の番号1、2、4、6、14及び17に掲げる不開示部分については開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1ないし原処分12に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。（内部部局保有分）」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得して

おらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 別表の番号3、7及び15に掲げる不開示維持部分について

ア 職員の携帯電話番号について

標記の不開示維持部分には、国の機関の職員の携帯電話番号が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 非公表の電話番号について

標記の不開示維持部分には、国の機関の非公表の電話番号が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (2) 別表の番号5及び8に掲げる不開示維持部分について

標記の不開示維持部分には、国会において質問する議員の意向が具体的に記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、質問議員と係官との公開を前提としないやり取りの内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした旨説明する。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、当該国会議員との関係が損なわれ、今後の国会質問への対応等の行政事務に必要な情報の入手が困難となるなど、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の番号9、11、13、16及び18に掲げる不開示維持部分について

標記の不開示維持部分には、自衛隊が収集・処理した情報について具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識及び情報業務に関する能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表の番号10及び12に掲げる不開示維持部分について

標記の不開示維持部分には、特定の事項について、防衛省と関係機関との審議・検討に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省内での未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の検討に際して率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、また、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表の番号19に掲げる不開示維持部分について

標記に掲げる文書199は、安全保障に関連して諮問庁が保有する文書であって、具体的な検討の経緯、協議の内容及びそれらの内容の推認を可能とする情報が記載されていると認められる。

当該文書は、その件数及び件名を含め、これを公にすることにより、安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。(内部部局保有分)

(2) 本件請求文書 2

防官文第16400号(2022. 7. 1ー本本B587)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022. 7. 1ー本本B587)の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書 3

防官文第20708号(2022. 9. 6ー本本B1459)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022. 9. 6ー本本B1459)の後に綴られた文書の全て(ただし発表資料は除く)。

(4) 本件請求文書 4

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て(内局保有分)のうち防官文第323号(2022. 11. 15ー本本B1928)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022. 11. 15ー本本B1928)の後に綴られた文書の全て(ただし発表資料は除く)。

(5) 本件請求文書 5

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て(内局保有分)のうち防官文第5484号(2023. 1. 17ー本本B2402)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023. 1. 17ー本本B2402)の後に綴られた文書の全て(ただし発表資料は除く)。

(6) 本件請求文書 6

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て(内局保有分)のうち2023. 3. 28ー本本B3333で特定された後に綴られた文書の全て(ただし発表資料は除く)。

(7) 本件請求文書 7

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て(内局保有分)のうち防官文第11422号(2023. 3. 28ー本本B3333)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023. 3. 28ー本本B3333)の後に綴られた文書の全て(ただし発表資料は除く)。

(8) 本件請求文書 8

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴

られた文書の全て（内局保有分）のうち防官文第14078号（2023.5.2一本本B245）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.5.2一本本B245）特定された後に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

（9）本件請求文書9

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（内局保有分）のうち防官文第16865号（2023.6.6一本本B428）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.6.6一本本B428）の後に綴られた文書の全て（ただし発表資料は除く）。

（10）本件請求文書10

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（内局保有分）のうち防官文第18992号（2023.7.11一本本B960）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.7.11一本本B960）特定された後に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

（11）本件請求文書11

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（内局保有分）のうち防官文第21388号（2023.8.15一本本B1156）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.8.15一本本B1156）の後に綴られた文書の全て（ただし発表資料は除く）。

（12）本件請求文書12

ウクライナ関連動向の情報収集・分析に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（内局保有分）のうち防官文第25918号（2023.10.24一本本B1529）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.10.24一本本B1529）の後に綴られた文書の全て（ただし発表資料は除く）。

2 本件対象文書

文書1 ロシアによるウクライナ侵略の状況

文書2 ロシアによるウクライナ侵攻 令和4年2月25日 防衛省

文書3 ロシアによるウクライナ侵略の状況 1

文書4 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月8日 防衛省

文書5 ウクライナ情勢関連資料 1

文書6 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月18日 防衛省

文書7 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月22日 防衛省

文書8 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月23日 防衛省

文書9 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月25日 防衛省
 文書10 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月29日 防衛省
 文書11 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月1日 防衛省
 文書12 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月7日 防衛省
 文書13 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月12日 防衛省
 文書14 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月14日 防衛省
 文書15 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月19日 防衛省
 文書16 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月 防衛省
 文書17 ロシアによるウクライナ侵略の状況 2
 文書18 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月21日 防衛省
 文書19 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月22日 防衛省
 文書20 ウクライナ情勢関連資料 2
 文書21 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月26日 防衛省
 文書22 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年5月10日 防衛省
 文書23 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年5月13日 防衛省
 文書24 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年5月17日 防衛省
 文書25 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年5月18日 防衛省
 文書26 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年5月20日 防衛省
 文書27 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年5月27日 防衛省
 文書28 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年6月2日 防衛省
 文書29 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年6月10日 防衛省
 文書30 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年6月16日 防衛省
 文書31 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年6月24日 防衛省
 文書32 ウクライナ情勢関連資料 3
 文書33 文書1
 文書34 文書2
 文書35 令和4年2月25日(金) 幹事社問
 文書36 令和4年4月19日(火) 記者実問
 文書37 令和4年4月25日(月) 大臣 産経新聞 想定
 文書38 令和4年6月29日(水) 報道官 NPR 想定
 文書39 (対大臣) 令和4年2月24日(木) 参・予算委 小西 洋之
 君(立民) 想定問
 文書40 (対大臣) 令和4年2月24日(木) 参・予算委 白 眞勲君
 (立民) 想定問1
 文書41 (対大臣) 令和4年2月25日(金) 参・予算委 想定問
 文書42 (対大臣) 令和4年2月28日(月) 参・予算委 佐藤 正久
 君(自民) 問1
 文書43 (対総理) 2月28日 参・予算委 佐藤 正久君 問1-8

文書 4 4 (対大臣) 令和 4 年 2 月 2 8 日 (月) 参・予算委 佐藤 正久
 君 (自民) 想定問
 文書 4 5 (大臣用) 令和 4 年 3 月 8 日 (火) 参・外防委 武見敬三君
 (自民) 問 1
 文書 4 6 (政府参考人) 令和 4 年 3 月 9 日 (水) 衆・経産委 山崎 誠
 君 (立民) 問 1
 文書 4 7 4. 3. 1 5 (火) 佐賀県議会特委 稲富 正敏君 (自民)
 問 7
 文書 4 8 (大臣用) 令和 4 年 3 月 1 5 日 (火) 衆・安保委 斎藤 アレ
 ックス君 (国民) 問 1
 文書 4 9 (大臣用) 令和 4 年 3 月 1 8 日 (金) 参・予算委 田島 麻衣
 子君 (立憲) 問 3
 文書 5 0 国会答弁資料 1
 文書 5 1 (大臣用) 令和 4 年 3 月 2 4 日 (木) 参・外防委 田島 麻衣
 子君 (立憲) 問 2
 文書 5 2 (大臣用) 令和 4 年 3 月 3 1 日 (木) 参・外防委 田島 麻衣
 子君 (立憲) 問 4
 文書 5 3 (大臣用) 令和 4 年 4 月 1 1 日 (月) 衆・決算行政監視委 篠
 原 豪君 (立民) 問 1 0
 文書 5 4 (対総理) 4 月 1 5 日 参・本会議 浅田 均君 問 6
 文書 5 5 (大臣用) 令和 4 年 4 月 1 8 日 (月) 衆・決算行政監視委 篠
 原 豪君 (立民) 問 2
 文書 5 6 (大臣用) 令和 4 年 4 月 1 8 日 (月) 衆・決算行政監視委 篠
 原 豪君 (立民) 問 1
 文書 5 7 (政府参考人用) 令和 4 年 4 月 1 9 日 (火) 参・財金委 渡辺
 喜美君 (みん) 問 1
 文書 5 8 (対政府参考人用) 令和 4 年 5 月 1 9 日 (木) 参・外防委 羽
 田次郎君 (立憲) 問 1
 文書 5 9 (政府参考人用) 令和 4 年 5 月 1 9 日 (木) 参・外防委 羽田
 次郎君 (立憲) 問 2
 文書 6 0 (政府参考人用) 令和 4 年 6 月 3 日 (金) 衆・安保委 岩谷
 良平君 (維新) 問 6
 文書 6 1 (大臣秘書官・政府参考人手持ち) 令和 4 年 6 月 3 日 (金)
 衆・安保委 伊藤 俊輔君 (立民) 問 1 関連想定
 文書 6 2 (大臣用) 令和 4 年 6 月 3 日 (金) 衆・安保委 玄葉 光一郎
 君 (立民) 想定問 2
 文書 6 3 (大臣用) 令和 4 年 6 月 3 日 (金) 衆・安保委 伊藤 俊輔君
 (立民) 問 1

文書 6 4 (大臣用) 令和 4 年 6 月 7 日 (火) 参・外防委 羽田 次郎君
(立憲) 問 2

文書 6 5 国会答弁資料 2

文書 6 6 露のウクライナ作戦開始後 2 週間の状況 令和 4 年 3 月 9 日
防衛省

文書 6 7 文書 3

文書 6 8 ウクライナ侵略後のロシア軍事戦略 令和 4 年 4 月 1 3 日 防
衛省

文書 6 9 ロシアによるウクライナ侵略について 令和 4 年 4 月 5 日 防
衛省

文書 7 0 ウクライナ情勢関連資料 4

文書 7 1 ロシアによるウクライナ侵略の状況 2

文書 7 2 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 7 月 6 日 防衛省

文書 7 3 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 7 月 1 4 日 防衛省

文書 7 4 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 7 月 2 2 日 防衛省

文書 7 5 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 7 月 2 7 日 防衛省

文書 7 6 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 8 月 5 日 防衛省

文書 7 7 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 8 月 1 9 日 防衛省

文書 7 8 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 8 月 2 5 日 防衛省

文書 7 9 ウクライナ情勢資料 1

文書 8 0 ウクライナ情勢資料 2

文書 8 1 ウクライナ情勢資料 3

文書 8 2 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 9 月 1 日 防衛省

文書 8 3 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 9 月 6 日 防衛省

文書 8 4 ロシアによるウクライナ侵略について 令和 4 年 7 月 防衛省

文書 8 5 文書 4

文書 8 6 ウクライナ侵略による主要国間の軍事バランスの変化とその国
際的な戦略環境への影響 令和 4 年 8 月 資料 2

文書 8 7 ウクライナ情勢資料 4

文書 8 8 ウクライナ情勢関連資料 5

文書 8 9 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 9 月 2 2 日 防衛省

文書 9 0 ウクライナ情勢関連資料 6

文書 9 1 ウクライナ情勢関連資料 7

文書 9 2 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 9 月 2 8 日 防衛省

文書 9 3 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 1 0 月 5 日 防衛省

文書 9 4 ロシアによるウクライナ侵略 令和 4 年 1 0 月 6 日 防衛省

文書 9 5 ウクライナ情勢関連資料 8

文書 9 6 ウクライナ情勢関連資料 9

文書 97 ウクライナ情勢関連資料 10
 文書 98 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年10月18日 防衛省
 文書 99 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年10月20日 防衛省
 文書 100 ウクライナ情勢関連資料 11
 文書 101 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年10月28日 防衛省
 文書 102 ウクライナ情勢関連資料 12
 文書 103 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年11月4日 防衛省
 文書 104 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年11月10日 防衛省
 文書 105 (大臣用) 令和4年10月28日(金) 衆・安保委 重徳和彦君(立憲) 問7
 文書 106 (政府参考人用) 令和4年11月1日(火) 参・外防委 佐藤正久君(自民) 問29
 文書 107 ウクライナ情勢関連資料 13
 文書 108 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年11月16日 防衛省
 文書 109 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年11月25日 防衛省
 文書 110 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年12月9日 防衛省
 文書 111 ウクライナ情勢関連資料 14
 文書 112 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年12月15日 防衛省
 文書 113 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年1月13日 防衛省
 文書 114 ウクライナ情勢資料5
 文書 115 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年1月19日 防衛省
 文書 116 ウクライナ情勢関連資料 15
 文書 117 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年1月26日 防衛省
 文書 118 ウクライナ情勢関連資料 16
 文書 119 ウクライナ情勢関連資料 17
 文書 120 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年2月22日 防衛省
 文書 121 ウクライナ情勢資料6
 文書 122 ウクライナ情勢資料7
 文書 123 ウクライナ情勢資料8
 文書 124 ウクライナ情勢資料9
 文書 125 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年3月24日 防衛省
 文書 126 ウクライナ情勢関連資料 18
 文書 127 文書5

文書128 文書6
 文書129 文書7
 文書130 (政府参考人用) 令和5年3月9日(木) 参・外防委 平
 木 大作君(公明) 問1
 文書131 ウクライナにおける戦況と特徴(2023年4月 防衛省)
 文書132 ロシアによるウクライナ侵略の状況(2023年4月21日)
 文書133 ウクライナ情勢関連資料 19
 文書134 (政府参考人用) 令和5年4月26日(水) 衆・沖北特委
 荒井 優君(立憲) 問4
 文書135 (政府参考人用) 令和5年4月26日(水) 衆・沖北特委
 荒井 優君(立憲) 問5
 文書136 (対総理) 4月26日 参・本会議 山下 芳生君 問1
 文書137 ウクライナにみる現代地上戦の特徴 令和5年4月 防衛省
 文書138 ウクライナ情勢関連資料 20
 文書139 ウクライナ情勢関連資料 21
 文書140 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年5月26日 防衛省
 文書141 ウクライナ情勢関連資料 22
 文書142 ウクライナ情勢関連資料 23
 文書143 ウクライナ情勢関連資料 24
 文書144 (政府参考人用) 令和5年6月1日(木) 参・外防委 佐
 藤 正久君(自民) 問30
 文書145 ウクライナ情勢関連資料 25
 文書146 ウクライナ情勢関連資料 26
 文書147 ウクライナ情勢関連資料 27
 文書148 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年6月22日 防衛省
 文書149 ウクライナ情勢関連資料 28
 文書150 ウクライナ情勢関連資料 29
 文書151 ウクライナ情勢関連資料 30
 文書152 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月6日 防衛省
 文書153 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月13日 防衛省
 文書154 ウクライナ関連情勢資料 31
 文書155 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年6月7日 防衛省
 文書156 ウクライナ関連情勢資料 32
 文書157 令和5年6月27日(火曜日) 想定
 文書158 ウクライナ関連情勢資料 33
 文書159 ウクライナ関連情勢資料 34
 文書160 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月12日 防衛省

文書161 ウクライナ情勢関連資料 35
 文書162 ウクライナ情勢関連資料 36
 文書163 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月12日 防衛省
 2
 文書164 ウクライナ情勢関連資料 37
 文書165 ウクライナ情勢関連資料 38
 文書166 ウクライナ情勢関連資料 39
 文書167 ウクライナ情勢関連資料 40
 文書168 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月25日 防衛省
 1
 文書169 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月25日 防衛省
 2
 文書170 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月27日 防衛省
 1
 文書171 ウクライナ情勢関連資料 41
 文書172 ロシアによるウクライナ侵略の概要
 文書173 ウクライナ情勢関連資料 42
 文書174 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月27日 防衛省
 2
 文書175 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年9月5日 防衛省
 文書176 ウクライナ軍による反転攻勢の現状と今後の見通し 令和5
 年9月13日 防衛省
 文書177 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年9月25日 防衛省
 文書178 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年9月28日 防衛省
 文書179 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月4日 防衛省
 文書180 ウクライナ情勢関連資料 43
 文書181 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月12日 防衛
 省
 文書182 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月18日 防衛
 省
 文書183 ウクライナにおける戦況と特徴 2023年10月18日
 防衛省
 文書184 令和5年10月10日（火曜日） 報道等関連想定
 文書185 令和5年10月20日（金曜日） 報道等関連想定
 文書186 ロシア軍事情勢 令和5年10月 防衛政策局調査課戦略情
 報分析室
 文書187 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月31日 防衛
 省

文書188 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年11月14日 防衛省

文書189 ウクライナ情勢関連資料 44

文書190 ウクライナ情勢関連資料 45

文書191 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年12月5日 防衛省

文書192 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年12月19日 防衛省

文書193 ウクライナ情勢関連資料 46

文書194 ウクライナ情勢関連資料 47

文書195 ウクライナ情勢関連資料 48

文書196 令和5年10月26日（金曜日） 報道等関連想定

文書197 令和5年10月31日（火曜日） 報道等関連想定

文書198 ウクライナ情勢関連資料 49

文書199 開示請求された本件請求文書に係る行政文書のうち、文書1
ないし文書198以外の文書

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

(1) 本件請求文書1の対象として特定された文書

ア 原処分1

本件対象文書の文書1

イ 原処分13

本件対象文書の文書2ないし文書70及び文書199

(2) 本件請求文書2の対象として特定された文書

ア 原処分2

本件対象文書の文書71

イ 原処分14

本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書87及び
文書199

(3) 本件請求文書3の対象として特定された文書

ア 原処分3

本件対象文書の文書104（表紙のみ。）

イ 原処分15

本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、
文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書107及び文書1
99

(4) 本件請求文書4の対象として特定された文書

ア 原処分4

本件対象文書の文書113（表紙のみ。）

- イ 原処分 1 6
本件対象文書の文書 2 ないし文書 7 0、文書 7 2 ないし文書 1 0 3、
文書 1 0 4（表紙を除く。）、文書 1 0 5 ないし文書 1 1 2、文書 1 1
3（表紙を除く。）及び文書 1 9 9
- (5) 本件請求文書 5 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 5
本件対象文書の文書 1 2 5（表紙のみ。）
 - イ 原処分 1 7
本件対象文書の文書 2 ないし文書 7 0、文書 7 2 ないし文書 1 0 3、
文書 1 0 4（表紙を除く。）、文書 1 0 5 ないし文書 1 1 2、文書 1 1
3（表紙を除く。）、文書 1 1 4 ないし文書 1 2 4、文書 1 2 5（表紙
を除く。）、文書 1 2 6 ないし文書 1 3 0 及び文書 1 9 9
- (6) 本件請求文書 6 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 6
本件対象文書の文書 1 3 1（表紙のみ。）
 - イ 原処分 1 8
本件対象文書の文書 1 3 1（表紙を除く。）、文書 1 3 2 ないし文書
1 3 7 及び文書 1 9 9
- (7) 本件請求文書 7 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 7
本件対象文書の文書 1 3 2（表紙のみ。）
 - イ 原処分 1 9
本件対象文書の文書 2 ないし文書 7 0、文書 7 2 ないし文書 1 0 3、
文書 1 0 4（表紙を除く。）、文書 1 0 5 ないし文書 1 1 2、文書 1 1
3（表紙を除く。）、文書 1 1 4 ないし文書 1 2 4、文書 1 2 5（表紙
を除く。）、文書 1 2 6 ないし文書 1 3 1、文書 1 3 2（表紙を除
く。）、文書 1 3 3 ないし文書 1 4 6 及び文書 1 9 9
- (8) 本件請求文書 8 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 8
本件対象文書の文書 1 3 1（1 ページのみ。）
 - イ 原処分 2 0
本件対象文書の文書 1 3 1（表紙及び 1 ページを除く。）、文書 1 3
2 ないし文書 1 5 9 及び文書 1 9 9
- (9) 本件請求文書 9 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 9
本件対象文書の文書 1 3 1（表紙のみ。）
 - イ 原処分 2 1
本件対象文書の文書 2 ないし文書 7 0、文書 7 2 ないし文書 1 0 3、

文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書112、文書113（表紙を除く。）、文書114ないし文書124、文書125（表紙を除く。）、文書126ないし文書130、文書131（表紙を除く。）、文書132（表紙を除く。）、文書133ないし文書174及び文書199

（10）本件請求文書10の対象として特定された文書

ア 原処分10

本件対象文書の文書131（3ページのみ。）

イ 原処分22

本件対象文書の文書131（表紙、1ページ及び3ページを除く。）、文書132ないし文書176及び文書199

（11）本件請求文書11の対象として特定された文書

ア 原処分11

本件対象文書の文書131（1ページのみ。）

イ 原処分23

本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書112、文書113（表紙を除く。）、文書114ないし文書124、文書125（表紙を除く。）、文書126ないし文書130、文書131（表紙及び1ページを除く。）、文書132（表紙を除く。）、文書133ないし文書186及び文書199

（12）本件請求文書12の対象として特定された文書

ア 原処分12

本件対象文書の文書131（3ページのみ。）

イ 原処分24

本件対象文書の文書2ないし文書70、文書72ないし文書103、文書104（表紙を除く。）、文書105ないし文書112、文書113（表紙を除く。）、文書114ないし文書124、文書125（表紙を除く。）、文書126ないし文書130、文書131（表紙、1ページ及び3ページを除く。）、文書132（表紙を除く。）及び文書133ないし文書199

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3 3	1 枚目、3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ全て	国の機関等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
		2 枚目のページ番号を除く全て	
	文書 3 4	1 枚目の全て	
2	文書 3 5	3 枚目の一部	国の機関等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
		4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 3 9	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 0	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 1	2 枚目の一部	
		3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ内容の全て	
3	文書 4 3	3 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
4	文書 4 4	4 枚目の一部	国の機関等の内部又は相互間に

		5枚目の内容の全て	おける審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書45	5枚目の内容の全て	
5	文書46	1枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6	文書46	3枚目の一部	国の機関等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書48	3枚目の内容の全て	
	文書52	7枚目の一部	
7	文書54	4枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公に

			することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
８	文書５８	１枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書５９		
	文書６３		
	文書６４		
９	文書６６	２枚目ないし６枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識及び情報業務に関する能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１０	文書６７	１枚目、３枚目、４枚目、６枚目、８枚目及び１０枚目ないし１２枚目のそれぞれ一部	国の機関等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
		２枚目、５枚目、７枚目及び９枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
１１	文書６８	２枚目ないし６枚目及び８枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報保全

			上の脅威認識及び情報業務に関する能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 2	文書8 5	1枚目のページ番号を除く全て	国の機関等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 3	文書8 6	2枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識及び情報業務に関する能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 4	文書1 2 8	1枚目の一部	国の機関等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
	文書1 2 9	1枚目の全て	
		2枚目の一部	
1 5	文書1 3 6	3枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができると

			ともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
１６	文書１３７	２枚目及び４枚目ないし８枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識及び情報業務に関する能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書１７６	２枚目ないし６枚目のそれぞれ一部	
１７	文書１８４	４枚目の一部	国の機関等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条５号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
１８	文書１９８	１枚目ないし５枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識及び情報業務に関する能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法

			5条3号に該当するため不開示とした。
19	文書199	全て	公にすることを前提としない文書及びその関連文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されており、件名、件数を含めて、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。